

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-169040-AS-01)

対象製品 : 印刷インキ (中間財)

Product Category Rule for
“Printing Ink (Intermediate goods)”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「JEMAI 環境ラベルプログラム」において、「印刷インキ (中間財)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規定」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、JEMAI 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2019 年 4 月 22 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 神崎 昌之 所属 : 一般社団法人 産業環境管理協会	
	準拠する規格	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14040 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14044 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14025 : 2008 <input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14067 : 2013	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-169040-AS-01	2019年4月22日	制定 (エコリーフと CFP プログラムの統合により、CFP プログラム「PA-CA-02 印刷インキ (中間財)」 CFP-PCR を元に新規作成)

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	このPCRの目的は、JEMAI環境ラベルプログラムにおいて、「印刷インキ（中間財）」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順書を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	印刷インキとして印刷版を用いる業務用印刷に使用される印刷インキを対象とする。 (例) 平版インキ、樹脂凸版インキ、金属印刷インキ、グラビアインキ、新聞インキ、スクリーンインキ、UVインキ、レジストインキ等
2-2	機能	印刷インキの提供（中間財）
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする。
2-4	対象とする構成要素	次の全ての構成物とする。 インキ原材料（溶剤、モノマー、樹脂、ワニス、顔料、植物油、用水、添加剤）、副資材、容器および梱包材料
3	引用規格および引用PCR	
3-1	引用規格および引用PCR	2019年4月現在、引用するPCRはない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>①印刷（industrial, textile, graphic arts ; printing） 印刷物の製造および加工にわたる工程の総称。 狭義には、画像・文字などの原稿から作った印刷版の画像部に印刷インキを付けて、原稿の情報を紙などの上に転移させ、多数複製する技術の総称として用いる。</p> <p>②印刷インキ（printing ink） 紙などの表面に版の画像を形成・固定する像形成材料。 備考：一般に顔料などの色材と、これを分散させるビヒクルおよび諸特性を調整する補助剤とからなる。</p> <p>③平版インキ（lithographic ink） 平版印刷に適用するインキの総称。枚葉印刷機に使用する酸化重合タイプと、オフ輪印刷機に使用するヒートセットタイプがある。ロジン変性フェノール樹脂、アルキッド樹脂、植物油（乾性油）、石油系溶剤からなるワニスに顔料を分散したものである。 平版印刷とは、油と水が互いに反発しあう性質を応用したもので、ほとんど凹凸のない版を用いて印刷される。現在、商業印刷の分野における平版印刷の大部分はオフセット印刷となっている。このことから、一般的に平版インキはオフセットインキと呼ばれている。</p> <p>④樹脂凸版インキ（flexographic ink） ダンボール、包装紙、紙などの樹脂凸版印刷に用いられるインキの総称。フレキソ印刷に使用される低粘度速乾性のインキで、フレキソインキ、ゴム凸版インキとも呼ばれる。溶剤蒸発型でソルベントタイプと水性タイプに分類される。 フレキソ印刷とは、ゴム、樹脂などの弾性物質からなる凸版と液体印刷インキを用いる印刷方式。</p> <p>⑤金属印刷インキ（metal decorating ink） ブリキ板、アルミ板などの金属印刷に用いられるインキの総称。金属印刷はほとんどオフセット方式であるので、金属印刷インキは平版インキに属する。ビヒクルには、樹脂ワニスや油変性アルキッド樹脂を用いる。乾燥皮膜はたわみ性に富み、各種製缶加工に耐える必要がある。</p> <p>⑥グラビアインキ（gravure ink） グラビア印刷に適用するインキの総称。樹脂を溶剤に溶かしたビヒクルに顔料を分散させたもので、溶剤には低沸点の有機溶剤が使われることが多い。また、トルエンを用いないノントルエンタイプや、水性グラビアインキなどが開発されている。</p>

		<p>グラビア印刷には、写真製版または機械彫刻による凹版（シリンダー）を用いる。インキはインキパンから版胴に供給され、非画像部のインキをドクターブレードでかき落とす。加圧された版胴一圧胴間を被印刷物（紙やフィルム等）が通ることで、凹んだ画像部に残っているインキを被印刷物に転移させる。</p> <p>⑦新聞インキ（news ink） 新聞の印刷に用いられるインキの総称。ほとんどが新聞更紙に印刷されており、紙中へのビヒクルの浸透によって固着乾燥する浸透乾燥型インキである。かつては活版印刷であったが、現在はオフセット印刷であり、ほとんどの新聞はカラー化が進んでいる。</p> <p>⑧スクリーンインキ（screen ink） 孔版インキの一種で、スクリーン印刷に適用するインキの総称。被印刷物の種類により、インキの成分は非常に多種にわたっている。 スクリーン印刷とは、紗（スクリーン）の面に印刷インキを通過させない非画像部を形成した印刷版を用いる孔版印刷方式である。紙には乾性油などを用いた酸化重合型、プラスチックには合成樹脂と溶剤を用いた蒸発乾燥型または硬化反応型、ガラスに対しては加熱融着型のインキを用いる。</p> <p>⑨UV インキ（ultraviolet curing ink） 紫外線の照射により瞬間的に硬化し乾燥するインキ。紫外線硬化型インキともいう。UV 硬化性のプレポリマーとモノマーと光重合開始剤から構成される。紙器、プラスチック素材、ビジネスフォーム、シール、プリント基板などの印刷や各種コーティングなどに用いられる。</p> <p>⑩レジストインキ（resist ink） 耐薬品性、耐熱性、絶縁性などに優れ、メッキ、エッチング、はんだ付け等において化学的、物理的な反応や作用から保護するためのインキ。また、プリント配線基板に使用されるインキの総称でもある。</p> <p>⑪ワニス（printing varnish） 印刷インキの主剤の一つで顔料分散に用いられ、顔料を運ぶという意味でビヒクル（vehicle）とも呼ばれる。オフセットインキ用のワニスは、樹脂・乾性油・溶剤が主成分である。適度な流動性のほか、被印刷物に運ばれたインキを乾燥固化させ、顔料を固着させる機能が必要である。光沢、耐摩擦性などの印刷効果を具備することも欠かせない。</p> <p>⑫顔料（pigment） 着色料で、水や溶剤・油などに不溶の微細な粒子であり、水に不溶という点で染料と区別される。塗料、印刷インキ、プラスチック、ゴムなどの着色剤として用いられる。無機顔料と有機顔料に分類される。</p>
5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム（データの収集範囲）	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・中間製品の保管に使用される容器包装の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・製品および中間製品容器に使用されるラベルに係る負荷 ・投入される原材料、副資材、容器、梱包材料についてインキ製品の総質量の質量比で 1%未満のものに

		係る負荷 【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。		
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書A(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。		
6	全段階に共通して適用する算定方法			
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。		
6-2	一次データの品質	データ収集期間については、実績値を収集することで、「1年」といった特定の期間を定めることはしない。印刷インキは、多様な製品を発注に応じて生産することから、1年間といった長期間にわたって、継続的に同じ製品を製造することは稀である。 そのため、実績値を集めることを原則とすることで、データ収集期間についての要求事項については各段階において規定する。		
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
6-4	二次データの品質	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
6-6	配分	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
6-7	シナリオ	【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合は、附属書B(規定)のシナリオを使用しなければならない。 【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。		
6-8	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7	原材料調達段階に適用する項目			
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「インキの原材料」の製造および輸送に係るプロセス ②「容器」および「梱包材料」の製造および輸送に係るプロセス		
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ①「インキの原材料」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名

		<p>「インキの原材料(溶剤、モノマー、樹脂、ワニス、顔料、植物油、用水(製品中に添加される用水に限る)、添加剤等)」 製品生産サイトに投入されるインキの製造に要する各原材料の量</p>	一次	「各構成要素」 製造原単位
		<p>「インキの原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</p>	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		②「容器」および「梱包材料」の製造および輸送に係るプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		<p>「容器(1kg缶、18 リットル缶、ドラム缶等)」 「梱包材料」 製品生産サイトへの投入量</p>	一次	「容器」 「梱包材料」 製造原単位
		<p>「容器」 「梱包材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</p>	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・輸送手段ごとの「輸送重量」</p>		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-4	シナリオ	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-5	その他	製品と同じサイトで生産される中間製品は原材料調達以外の製造に要するデータを生産段階にインキ製品とまとめて計上してもよい。		
8	生産段階に適用する項目			
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①インキの製造、充填および梱包に係るプロセス ②「副資材」の製造および輸送に係るプロセス ③排出物等の処理および輸送に係るプロセス</p>		
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①インキの製造、充填および梱包に係るプロセス (機械の立ち上げ、立ち下げ、清掃といったプロセスを含む)</p>		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名

		<p>「製造装置の冷却水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</p> <p>一次</p> <p>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</p>																					
		<p>②「副資材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「副資材(ウェス、フィルター、洗浄溶剤等)」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>一次またはシナリオ ※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>③排出物等の処理および輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 「廃水」 処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td>一次またはシナリオ ※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等</td> <td>一次 またはシナリオ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他一次データの収集項目】 インキ製品の生産量</p> <p>※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「副資材(ウェス、フィルター、洗浄溶剤等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「副資材」 製造原単位	「副資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 「廃水」 処理施設への輸送量(または燃料使用量)	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位	大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 またはシナリオ	—
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「副資材(ウェス、フィルター、洗浄溶剤等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「副資材」 製造原単位																					
「副資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位																					
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位																					
「廃棄物等」 「廃水」 処理施設への輸送量(または燃料使用量)	一次またはシナリオ ※1	「各輸送手段」 輸送原単位																					
大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 またはシナリオ	—																					
8-3	一次データの収集方法および収集条件	<ul style="list-style-type: none"> 個別の製品についての実績値を収集する。ただし、個別の製品についての実績値を収集することが困難な場合は、その製品の製造期間における製造ライン、あるいは製造サイト全体の投入量を収集し、当該製品の生産量で按分してもよい。当該製造期間の投入量が取得できない場合は1年間の投入量を用いて按分することができるが、その妥当性を示す必要がある。 電力の投入量については、計測による実績値の収集が困難な場合は、使用する機械および装置の“定格電力”を使用してもよい。ただし、計測による一次データの入手が困難な理由を述べなければならない。 																					
8-4	シナリオ	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
8-5	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
9	流通段階に適用する項目																						

9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
9-2	データ収集項目	対象外
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
9-4	シナリオ	対象外
9-5	その他	対象外
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
10-2	データ収集項目	対象外
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
10-4	シナリオ	対象外
10-5	その他	対象外
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外
11-2	データ収集項目	対象外
11-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
11-4	シナリオ	対象外
11-5	その他	対象外
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目	
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
13	宣言方法	
13-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品質量
13-2	エコライフサイクル影響評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・地球温暖化
13-3	エコライフサイクルインベントリ分析	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。

	関連情報	
13-4	エコリーフ 材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数（第 5 次報告書・IPCC2013）の結果を記載する。
13-7	追加情報 （エコリーフ/CFP 共通）	【必須表示内容の規定】 ・算定対象範囲を追加表示しなければならない。
13-8	その他エコデザイン 関連情報 （エコリーフ/CFP 共通）	【推奨表示内容の規定】 以下の事項を記載することが望ましい。 ・エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） ・有害物質に関する情報
13-9	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。

附属書 B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<距離> 100 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<距離> 港間の航行距離 <輸送手段> コンテナ船 (>4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→港)	<距離> 1,500 km (東京－北海道 又は東京－九州間の距離を想定) <輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<距離> 500 km <輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<距離> 100 km <輸送手段> 4 トントラック <積載率> 25 %